

1-(9)-①.奨学金制度について

本学には学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に対する奨学金制度があります。

a.本学独自の奨学金制度

名 称	支給要件	支給額	支給者数
特待生奨学金	特に成績が優秀な者 (前年次の GPA が 最高得点の者)	授業料の年額相当額	2～4 年次の各学 年、各学科 1 名
	成績が優秀な者 (前年次の GPA が 2 番目に高い者)	授業料の年額の 2 分の 1 相当額	2～4 年次の各学 年、各学科 1 名
一般奨学金	応募者のうち、就学のため に経済的援助を必要とす る者であって、学業成績・ 人物ともに優秀な者	授業料の年額の 2 分の 1 相当額	2～4 年次の両学部 を通じて 24 名以内

b. 本学以外の奨学金制度

・独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。貸与型奨学金は、貸与終了後は返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。申し込みは大学を通して行い、人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学金申込者を機構に推薦します。機構は大学の推薦に基づいて採否を決定します。

また、高校時に「奨学生採用候補者」として決定している学生は、インターネットを利用して進学届を提出する必要があります。あらかじめ機構から交付された「大学等奨学生採用候補者決定通知」を学生支援課へ提出してください。

●対象：全学科・全学年

●出願資格・選考基準

人物、学業ともに優れており、経済的理由により修学が困難な学生で、機構の示す収入基準内に入っていることが条件です。希望しても必ず採用されるわけではありません。また、一度採用されれば原則として卒業するまで貸与を受けることができますが、毎年適格認定が行われ、奨学生として相応しくないと判断された場合には奨学金の貸与が停止されることもあります。

●募集時期

定期採用は毎年 4 月に募集を行います（一次募集）。なお、9 月頃に二次募集を行うことがあります。また、定期採用以外に、生計維持者（原則父母）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合は、緊急採用（第一種奨学金）、応用採用（第二種奨学金）を申し込むことができます。

種 類	貸 与 月 額	
第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	20,000 円、30,000 円、40,000 円、※54,000 円 から選択
	自宅外通学	20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、 ※64,000 円から選択
第二種奨学金 (有利子) 年利 3%を上限	20,000 円～120,000 円から希望する金額を選択	
入学時特別増額 貸与奨学金 (有利息)	入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、初回の奨学金振込時に増額して貸与する制度です。10 万円～50 万円 (10 万円単位) から選択 (入学時特別増額のための貸与はできません。)	

※最高月額とは申込時における家計支持者の年収で最高月額を選択可と判定された者が選択可能です。

●奨学金継続願・適格認定

奨学生は、貸与期間中毎年 1 回、インターネットを利用して「奨学金継続願」を提出しなければなりません。この手続きを怠ると、奨学金が廃止されますので注意してください。

また、提出された継続願の内容および学業成績・経済状況が奨学生として相応しいかを判断し継続の可否を認定します。手続きの時期は、掲示等によりお知らせします。

●貸与期間満期時（卒業時）の手続き

卒業年次の学生を対象として説明会を開催します。「貸与奨学金返還確認票」、「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リレー口座（返還金の振替口座）の加入手続きをした上で、必要書類を事務部へ提出してください。

進学する場合には、進学先の学校に「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。

●貸与終了時（奨学金貸与の辞退・廃止時）の手続き

「貸与奨学金返還確認票」、「リレー口座加入申込書」等を配布しますので、リレー口座（返還金の振替口座）の加入手続きをした上で、必要書類を学生支援課へ提出してください。引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより返還が猶予されます。

・高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）【在学採用】

国の高等教育における修学支援制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することがないように支援する制度です。また、給付奨学金の支給対象者は、授業料等の減免も同時に受けることができます。

なお、国費（税金）を財源とするため、給付奨学金及び授業料減免の支援を受ける学生は、自覚をもって学業に精励しなければなりません。要件の基準を満たし、大学の推

薦を受けた者について選考を行い採用の決定をします。したがって、希望しても必ず採用されるものではありません。

一度採用されると原則として卒業するまで支援を受けることができますが、毎年、在籍報告、適格認定（家計・学業成績）の確認と審査が行われ、学業成績が著しく不良であると認められ、奨学生として相応しくないと判定された場合には、奨学金の給付及び授業料減免が廃止となります。そして支給された給付奨学金の返還と、一度減免された授業料の納付を遡って求められることとなります。※適格認定の概要については、給付奨学生に配布される「給付奨学生のしおり」を参照してください。

◆支援内容

支援区分	入学金及び 授業料減免額	日本学生支援機構給付奨学金（月額）	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	38,300 円（42,500 円）	75,800 円
第Ⅱ区分	2 / 3 免除	25,600 円（28,400 円）	50,600 円
第Ⅲ区分	1 / 3 免除	12,800 円（14,200 円）	25,300 円

※生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上記のカッコ内の金額となります。

※入学金の減免は、入学年度内に申請した場合に限ります。（2年生以上は対象外）

※年に一度、支援区分の見直しが行われます（家計基準の審査により停止となる場合があります）。

◆募集時期

在学採用は年2回（4月・9月の予定）

◆支援対象者

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

◆支援対象者の要件

◇学業に係る基準

< 1年生（新入生） >（ア～ウのいずれかに該当すること）

ア．高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2であること

イ．高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

ウ．将来、社会で自立し、活躍する目的を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」等により確認できること

< 2年生以上（在学生） >（ア～イのいずれかに該当すること）

ア．GPA（平均成績）等が、在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること

イ．修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目的を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」により

確認できること

$$\text{標準単位数} = \text{卒業に必要な単位数} / \text{修業年限} \times \text{申請者の在学年数}$$

◇家計基準に係る

- ・ [収入基準] 非課税世帯・それに準ずる世帯
- ・ [資産基準] あなたと生計維持者の資産の合計が 2,000 万円未満
(生計維持者が 1 人の時は、1,250 万円未満)

◇その他の基準

大学への入学時期・在留資格等

・ 静岡県介護福祉士修学資金貸付制度 (健康福祉学科 介護福祉コース対象)

静岡県では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士修学資金の貸付を行なっています。この制度は、静岡県の財政事情により採用枠、支給額が変更される場合がありますので注意してください。

※注意

- ・ 介護以外の職種・業種に就職した場合は、返還することになります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度 (給付奨学金及び授業料減免) と併せて利用する場合は、介護福祉士修学資金の貸付額は調整されます。

対象者	貸付額	利子	貸付期間	返還免除
卒業後、県内において貸付規定に定める『介護等の業務』に従事しようとする人	月額 5 万円 入学準備金 (1 年次のみ) 20 万円 就職準備金 (4 年次のみ) 20 万円	無利子	4 年間 年度ごとに 申請が必要	卒業後 1 年以内に県内で『介護等の業務』に従事し、5 年間継続して勤務した場合は全額免除

・ 静岡県保育士修学資金貸付制度 (子ども学部対象)

静岡県では、静岡県内における保育士の養成・確保を図るため、保育士修学資金の貸付を行なっています。この制度は、静岡県の財政事情により採用枠、支給額が変更される場合がありますので注意してください。

※注意 :

- ・ 保育以外の職種・業種に就職した場合は、返還することになります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度 (給付奨学金及び授業料減免) と併せて利用する場合は、保育士修学資金の貸付額は調整されます。

対象者	貸付額	利子	貸付期間	返還免除
卒業後、県内において 5 年以上『児童の保護等』に従事しようとする人	月額 5 万円 入学準備金 (1 年次のみ) 20 万円 就職準備金 (4 年次のみ) 20 万円	無利子	2 年間で 限度とする 年度ごとに 申請が必要	卒業後 1 年以内に保育士の登録を行い、県内の指定施設で 5 年間継続して勤務した場合は全額免除

・ロッキー奨学基金

一般社団法人 静岡県労働者福祉協議会が創設した「ロッキー奨学基金」は、静岡県労働金庫特別利用配当金から拠出された「地域役立資金」を“人づくり資金”として活用した奨学金制度です。

対象者	給付金額	募集人数	応募期間
<ul style="list-style-type: none">・県内に在住もしくは勤務する勤労者の子弟で2年生以上の者・経済的支援が必要と認められ、学業・人物ともに優秀な者・他の給付奨学金を受けていない者（貸与奨学金は除く）・過去ロッキー奨学基金の給付を受けていない者	1人 20万円	3名程度 (推薦枠)	毎年 7月～9月